

平成29年6月5日

関係業者 各位

公益社団法人あおもり農林業支援センター 理事長

建設工事及び建設関連業務の最低制限価格及び  
低入札価格調査基準価格の引上げについて

支援センターでは、建設工事及び建設関連業務の発注に当たり、公正な競争と適正な価格での契約を推進するため、平成29年6月5日以降に指名通知又は入札公告するものから下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1 建設工事に係る入札における最低制限価格の引き上げについて

(対象)

設計額5千万円未満の建設工事

(改正後の算定方法)

最低制限価格は、次に掲げる額の合計額消費税(8%)を加算した額とします。ただし、その額が、設計額の80%に相当する額に満たない場合にあっては当該80%に相当する額とします。

- (1) 設計額における直接工事費の97%に相当する額
- (2) 設計額における共通仮設費の90パーセントに相当する額
- (3) 設計額における現場管理費の90パーセントに相当する額
- (4) 設計額における一般管理費の額の下表に掲げる率に相当する額

工事等の級		一般管理費 の割合
土木一式工事及び 建築一式工事の場合	土木・建築一式工事以外の 建設工事の場合	
4,500万円以上 (特A級工事相当)	1,500万円以上 (A級工事相当)	55%
1,000万円以上 4,500万円未満 (A級工事相当)	300万円以上 1,500万円未満 (B級工事相当)	60%
1,000万円未満 (B級工事相当)	300万円未満 (C級工事相当)	65%

2 建設工事に係る入札における低入札価格調査基準価格の引き上げについて

(対象)

設計額5千万円以上の建設工事

(改正後の算定方法)

低入札調査基準価格は、次に掲げる額の合計額に消費税（８％）を加算した額とします。その額が、設計額の８０％に相当する額に満たない場合にあつては当該８０％に相当する額とします。

- (１) 直接工事費の９７％の額
- (２) 共通仮設費の９０％の額
- (３) 現場管理費の９０％の額
- (４) 一般管理費の５５％の額

### 3 建設関連業務に係る最低制限価格の引き上げについて

(対象)

競争入札の建設関連業務

(改正後の算定方法)

最低制限価格は、業務ごとに次に掲げる額の合計額に消費税（８％）を加算した額とします。ただし、上限は設計額の８０％、下限は設計額の６０％です。

業務区分	①	②	③	④
土木関係建設 コンサルタント業務	直接人件費 の額	直接経費の 額	その他原価の ９０％の額	一般管理費等 の４８％の額
測量業務	直接測量費 の額	測量調査費 の額	諸経費の ４８％の額	—
建築関係建設 コンサルタント業務	直接人件費 の額	特別経費の 額	技術料等経費の ６０％の額	諸経費の ６０％の額
地質調査業務	直接調査費 の額	間接調査費の ９０％の額	解析等調査業務 費の８０％の額	諸経費の ４５％の額
補償関係 コンサルタント業務	直接人件費 の額	直接経費の 額	その他原価の ９０％の額	一般管理費の ４５％の額